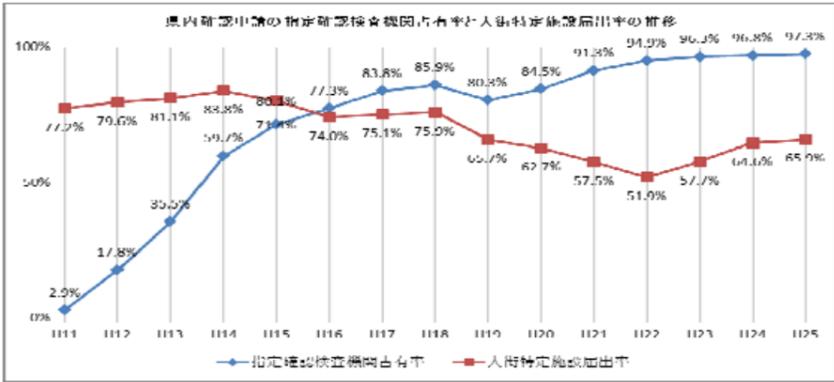


届出率及び適合率向上への取組について

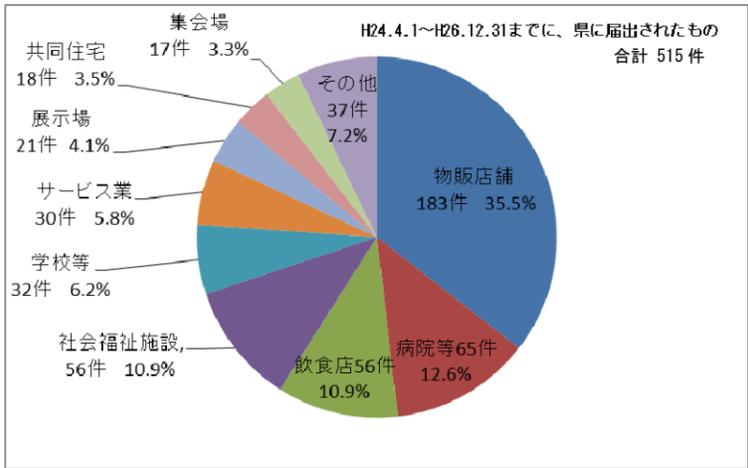
1 届出率及び適合率の低下要因

- I H11 年の建築基準法の施行により、従来行政庁が行っていた建築確認申請の審査等の事務が、指定確認検査機関に開放され、H26.3月末時点で、約 98%を指定確認検査機関が処理。
- II 指定確認検査機関の確認申請件数が増えたことにより、確認申請時に直接整備計画の届出の提出や計画の見直しを指導する機会が減少したことが、届出率及び適合率低下の要因と考えます。

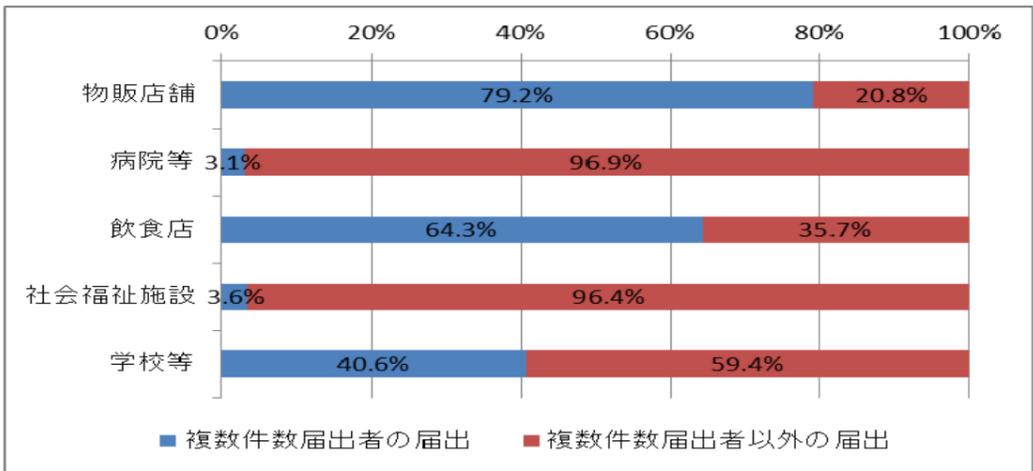


2 不適合届出の状況

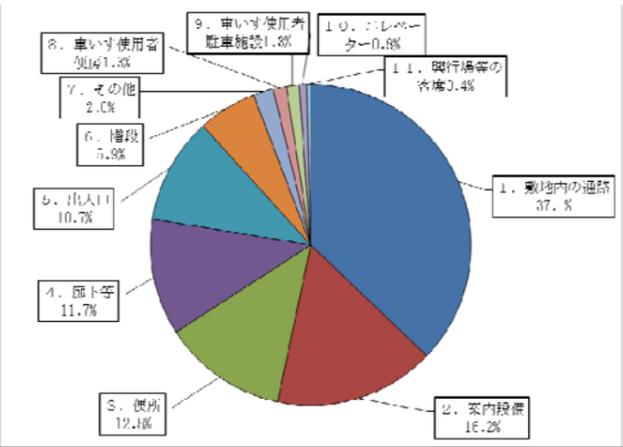
I 不適合の届出の用途別内訳



II 複数件数届出者による届出状況 (不適合件数の多い上位 5 用途)



III 不適合項目の割合と主な不適合内容 (上位 3 項目)



不適合項目	主な不適合内容
敷地内通路	傾斜路未設置 (段差あり)、急な勾配、幅員不足など
案内設備	洋式便器+手すり等の案内表示未設置、視覚障害者用誘導ブロック未設置など
便所	小便器の手すり未設置、傾斜路未設置 (段差あり) など

3 届出率向上への取組

- I 事業者
 - ・これまで、一定の効果が見られることから、資料 1 の具体施策①「届出義務の周知徹底」、②「未届出事業者への届出の督促」を継続して実施。
- II 設計者
 - ・資料 1 の具体施策①「届出義務の周知徹底」を継続して実施。
 - ・従来は、建築士会及び建築士事務所協会の本部において説明を実施してきたが、新たに、地域ごとの要望を踏まえ、小単位でのきめ細やかな啓発を図るため、各支部の研修会、講習会等に参加し、説明を実施していく。

4 適合率向上への取組

- I 事業者
 - ・資料 1 の具体施策③「事業者の意識の向上」を継続して実施。
 - ・新たに、不適合届出の多い、同一届出者による届出の事業者本部等を訪問し、施設の担当者に直接指導・助言を行う。
 - (1) 左のグラフ II に示したとおり、割合の多いものから実施。
 - (2) 重点的に指導、助言を行うことで適合施設の増加を図る。
- II 設計者
 - ・資料 1 の具体施策④「整備基準の明確化」を継続して実施。
 - ・従来は、建築士会及び建築士事務所協会の本部において説明を実施してきたが、新たに、地域ごとの要望を踏まえ、小単位でのきめ細やかな啓発を図るため、各支部の研修会、講習会等に参加し、説明を実施していく。
- III その他
 - ・従来から、県、事務処理市 (6 市) で、連絡調整会議を定期的の実施しているが、適合率の向上に向けて、県と同様の取組を実施するよう働きかけを行う。